



長野県への
移住を
ご検討中の
みなさまへ

U-IJターン就業・創業移住支援金のご案内

(令和4年4月1日以降に移住された方向け)

長野県と県内市町村では担い手不足の解消、地域課題の解決、県内への移住促進のため、
**東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）、愛知県、大阪府から長野県へ移住し、
就業または創業した方に、移住支援金を支給**しています

移住支援金

東京圏等の対象地域から移住し、
長野県が支援する企業等へ就業した場合
または社会的事業の創業等をする場合

単身の場合 最大 60万円

2人以上世帯の場合 最大 100万円

支給されます！

子育て世帯を応援！

18歳未満の世帯員1人につき 最大30万円

加算されます！

R4.4.1以降
移住した方

創業支援金

長野県内で地域課題解決に資する
社会的事業の創業、事業承継、第二創業をする場合

最大 200万円 (補助率1/2)

支援します！

!! 移住支援金のご相談、申請はお早目に !!

移住支援金の申請は、「移住してから3か月以上1年以内」かつ「移住後就業してから3か月以上 or 創業支援金の交付決定から1年以内」に、移住先市町村の窓口を通じて行います。

ただし、上記の期間内でも、市町村での受付期間を超過した場合や、自治体の予算・事務処理の状況等により、申請を受け付けられない場合があります。特に、年度末の時期（2月～3月）には受付を締め切っている場合がありますので、ご注意ください。



しあわせ信州

R4年度は
65市町村で
実施中



(HPはこちら)

長野県 U-IJターン



◆長野県UIJターン就業・創業移住支援事業について

長野県と県内市町村では、県内企業等の担い手不足の解消及び地域課題の解決並びに首都圏等から長野県内への移住促進を図るため、首都圏等から移住し、県内で就業又は創業をしようとする方に対し、移住支援金を支給しています。この事業は、内閣府の「地方創生推進交付金」を活用しながら実施しています。

□ 対象者……東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）、愛知県、大阪府からの移住者で、長野県及び移住先市町村が定める一定の要件を満たす者

□ 支給金額・単身世帯の場合：最大60万円、2人以上の世帯の場合：最大100万円

◆ 子育て世帯の移住を支援するため、令和4年4月1日から「子育て世帯加算」がスタートしました！
◆ 18歳未満の子どもを帯同する世帯の場合、子ども1人あたり最大30万円を加算します。

※移住先市町村によって、事業を実施していかなかったり、要件や支給金額が異なったりする場合があります。

◆ 移住支援金の申請区分について

移住支援金は「移住後のお仕事」によって申請の区分が5パターンに分かれます。

区分により、支給の要件や準備が必要な書類も異なりますので、事前にご確認をお願いします。

※下記のフローチャートは簡易的なチェックにご活用ください。

申請にはこの他にも細かい要件があり、また、市町村によって事業の実施の有無や要件が異なる場合がありますので、必ず移住前・申請前に、移住（予定）先の市町村窓口にご相談ください。



◆ 移住支援金の主な支給要件

(以下は、県で定める基本的な要件で、移住先市町村により異なる場合があります)

◆ 共通要件…以下の要件は、移住支援金を申請しようとするすべての方が満たす必要があります。

◆ 移住元に関する要件

- 住民票を移す直前の10年間のうち、通算して5年以上、東京圏（埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県）、愛知県または大阪府（以下、「東京圏等」といいます。）に在住し、かつ、就業していたこと
※ 企業等に雇用されていた方については、雇用保険の被保険者としての就業に限ります（以下、同様）。
- ※ 東京圏等に在住し、東京圏等の大学等に通学し、東京圏等の企業等に就職した場合、大学等への通学期間も5年間の就業期間に通算できます
- 住民票を移す直前、1年間以上連続して、東京圏等に在住し、かつ、就業していたこと
※ この場合の就業期間の起算日は、住民票を移した日の3か月前まで遡れます（在住期間は遡れません）
※ この場合の就業期間は、3か月以内の空白期間であれば「連続」とみなします（在住期間の空白は認められません）

◆ 移住先に関する要件

- 令和4年度において、転入先の市町村が本事業を実施していること
※ 実施市町村については本誌の末尾をご確認ください。
- 住民票の移動後3か月以上1年以内に、移住先市町村へ、移住支援金の交付申請をすること
- 転入先の市町村に、移住支援金の交付申請をした日から5年以上継続して居住する意思があること
※ 5年以内に転出した場合、移住支援金を返還していただく場合があります

◆ その他の要件

- 暴力団等の反社会的勢力でないこと または 反社会的勢力と関係を有する者でないこと
- 日本人であること または 外国人であって永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者 もしくは特別永住者の、いずれかの在留資格を有する者であること
- その他居住地の市町村が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと

◆ 世帯の要件…世帯での申請や子育て世帯加算の申請をする場合は、以下の要件を満たす必要があります。

◆ 2人以上の世帯の要件

- 世帯員が、移住元において同一世帯※に属していたこと
- 世帯員が、交付申請時において同一世帯※に属していること
※ 住民票上で同一世帯である必要があります。
- 世帯員のいずれもが、交付申請時、転入後3か月以上1年以内であること
- 世帯員のいずれもが、反社会的勢力 または 反社会的勢力と関係を有する者でないこと

◆ 子育て世帯加算の要件

- 申請年度の属する4月1日時点で、18歳未満である世帯員を帯同して転入したこと
- 当該18歳未満の世帯員が、上記の「2人以上の世帯の要件」をすべて満たすであること



◆ 就業・創業の要件…移住後のお仕事に関する要件で、以下のA～Eのいずれかに該当する必要があります。

A マッチングサイトを通じて県内企業等に就業した場合

- 求人への応募日が、マッチングサイトに求人情報が掲載された日以降であること
- 勤務地が、東京圏以外であること
- 就業先が、3親等以内の親族が経営を担う職務を務める企業等ではないこと
- 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること
- 移住支援金の交付申請時に、在職3ヶ月以上であること
- 交付申請の日から5年以上継続して勤務する意思があること
- 転勤、出向等でなく、新規の雇用であること

マッチングサイトとは？

長野県が運営する求人情報サイトです。
移住支援金対象の求人や企業情報を掲載しています。

マッチングサイトには、主に以下の要件を満たす長野県内の企業等のうち、登録申請のあったものの求人情報、企業情報を掲載しています。

- 官公庁でないこと
- 資本金が10億円以上の営利を目的とする
私企業でないこと
- みなしだ企業でないこと
- 事業所所在地が長野県内にあること
- 本店所在地が東京圏でないこと
- 雇用保険の適用事業主であることなど

マッチングサイトはこちらから

▶ <https://uij-matching.pref.nagano.lg.jp/>



長野県 マッチングサイト



ご活用
ください！



B 「専門人材」として県内企業等に就業した場合

- 「プロフェッショナル人材事業」または「先導的人材マッチング事業」により長野県内で就業したこと
- 勤務地が、東京圏以外であること
- 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること
- 移住支援金の交付申請時に、在職3ヶ月以上であること
- 交付申請の日から5年以上継続して勤務する意思があること
- 転勤、出向等でなく、新規の雇用であること
- 目的達成後の解散を前提としたプロジェクトへの参加など、離職することが前提でないこと



「専門人材」って？

移住支援金事業においては、以下の2つの事業を活用し県内企業等に就業した方を言います。
(いずれも内閣府地方創生推進室実施事業)

◆ プロフェッショナル人材事業

「長野県プロフェッショナル人材戦略拠点」で
企業ニーズと、専門的な技術や知識等を持つ
人材とのマッチングをサポートしています。

詳しくは…

▶ 長野県プロフェッショナル人材戦略拠点
<https://www.nagano-pro.com/>



◆ 先導的人材マッチング事業

地域の金融機関等が、企業の人材ニーズと
経営人材等のマッチングを行っています。

詳しくは…

▶ 先導的人材マッチング事業HP
<https://pioneering-hr.jp/>

C 「テレワーカー」として移住元の業務を継続する場合

- 所属先企業等からの命令でなく、自己の意思で移住したこと
- 移住先を生活の本拠とし、移住前での業務を引き続き行うこと
- 所属先企業等から地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で資金提供を受けていないこと

テレワークの定義って？

「情報通信技術（ICT）を活用した、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方」のこと。
働く場所で分けると「在宅勤務」「モバイル勤務」「サテライトオフィス勤務」があります。
また、就業形態によって「雇用型テレワーク」と「自営型テレワーク」に分類できます。

詳しくは…

- ▶ **テレワーク総合ポータルサイト**（厚生労働省）
<https://telework.mhlw.go.jp>
- ▶ **HOME WORKERS WEB**（厚生労働省委託事業運営サイト）
<https://homeworkers.mhlw.go.jp>

地方創生テレワーク交付金とは？

（内閣府地方創生推進室実施事業）

地方公共団体が、サテライトオフィスを整備・運営したり、民間のサテライトオフィス施設の開設・運営を支援したり、区域外の企業にサテライトオフィス利用を促進したりする事業です。

詳しくは…

- ▶ **内閣府地方創生推進室HP**
<https://www.chisou.go.jp/sousei/about/mirai/>



D 「関係人口」に該当し、県内企業等に就業した場合

- 本移住支援金における関係人口の要件に該当すること
- 就業先が、以下のいずれかであること
 - ・マッチングサイトへの登録要件を満たす企業等
 - ・職場いきいきアドバンスカンパニー認証企業
- 勤務地が、東京圏以外であること
- 就業先が、3親等以内の親族が経営を担う職務を務める企業等ではないこと
- 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること
- 移住支援金の交付申請時に、在職3か月以上であること
- 交付申請の日から5年以上継続して勤務する意思を有していること
- 転勤、出向等でなく、新規の雇用であること

「関係人口」って？

「定住人口」でもなく、観光客のような「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のことです。「つながり人口」とも呼びます。

例えば……

- ・通学・通勤・居住したことがある
- ・ふるさと納税をしたことがある
- ・二地域居住や週末暮らしをしたことがある
- ・移住施策に参画したことがある
- ・地域活動に参画したことがある

など

※ 移住支援金の対象となる「関係人口」の要件は、市町村によって異なります。必ずご確認ください。

※ 移住支援金における「関係人口」の要件に該当することは、客観的に証明できる必要があります。

「職場いきいきアドバンスカンパニー」とは？

誰もが活き活きと働くことができる職場環境づくりに先進的に取り組み実践しているとして、長野県が認証している企業です。「ワークライフバランス」「ダイバーシティ」「ネクストジェネレーション」の3コースごとに認証し、全コース認証された企業は「アドバンスプラス」として上位認証しています。



認証制度について、詳しくは長野県HPをご覧ください。

- ▶ <https://www.pref.nagano.lg.jp/rodokoyo/rodo/koyou/internadvane.html>

認証企業はこちらから検索できます。

- ▶ [ながのけん社員応援企業のさいと](https://nagano-advance.jp)
<https://nagano-advance.jp>

E 創業支援金の交付決定を受けた場合

- 移住支援金の交付申請時、創業支援金の交付決定から1年以内であること

◆ 創業支援金（ソーシャルビジネス創業支援金）について

長野県の経済を担う次世代産業を創出するため、**地域の課題をビジネスの手法で解決するソーシャルイノベーションによる創業者等**を支援しています。
支援金交付対象者には、長野県産業振興機構の伴走支援員が事業のフォローアップを行います。

◆ 創業支援金の対象（主な要件）

- 長野県内で創業し、以下のいずれかの分野で地域課題解決に資する社会的事業を行うこと
　　地域活性化 / 過疎地対策 / 買い物弱者支援 / 地域交通支援 / 子育て支援 /
　　環境エネルギー関連 / 社会福祉関連 / 困難を有する若者への教育・就労支援等
- 長野県内に居住していること または 創業支援金の補助対象期間完了日までに
　　長野県への居住を予定していること
- 令和4年4月1日～令和5年1月31日までに、創業、事業承継または第二創業を行いその代表になること
- 起業家等を含む外部審査会（書類及び面談）で採択されること

◆ 支援金額 上限200万円（補助率1/2）

◆ 令和4年度事業の公募期間 4月18日（月）～5月31日（火）

※応募・採択状況により、2次募集を行う可能性があります。

※令和4年4月1日時点の予定です。必ず最新の情報をご確認ください。



創業支援金の
詳細は
こちらから



⚠ 移住支援金の返還について

以下の場合は、**移住支援金の返還を求められる**ことがありますのでご留意ください。

ただし、雇用企業等の倒産、災害、病気その他のやむを得ない事情があると認めた場合には返還を免除される場合があります。まずは市町村の窓口にご相談ください。

また、市町村において定住・就業の状況を定期的に確認させていただきますのでご承知おきください。

- 偽りその他不正の手段により移住支援金の交付を受けた場合
- 移住支援金の申請日から5年に満たない間に、移住先市町村を転出した場合
(3年に満たない間に転出：全額の返還 3年以上5年未満の間に転出：半額の返還)
- 移住支援金の申請日から5年に満たない間に、移住支援金の対象となる職を辞した場合
(3年に満たない間に辞職：全額の返還 3年以上5年未満の間に辞職：半額の返還)
ただし、1年以上は継続就業した場合で、当該職を辞職した後3か月以内に、移住支援金の要件を満たす別の職に就いた場合には、返還が免除される場合があります。
(1年内に辞職した場合、その後3か月以内に移住支援金の要件を満たす別の職に就いても全額の返還を求めます)
- 創業支援金の交付決定を受けて移住支援金を受給した場合で、創業支援金の交付決定を取り消された場合

◆ 移住支援金申請について

◆ 申請の流れ

移住支援金の申請は「移住してから3か月以上1年以内」かつ「移住後就業してから3か月以上 or 創業支援金の交付決定から1年以内」に、移住先市町村の窓口を通じて行います。

※上記の期間内でも、市町村での受付期間を超過した場合や、自治体の予算・事務処理の状況等により申請を受け付けられない場合があります。

長野県内へ移住 &

ようこそ長野県へ！

長野県内で就業 / テレワーク / 創業

自然豊かな信州で新しい生活のスタートです。

市町村の窓口に申請書類等を提出

移住支援金の申請書類は、移住先の市町村窓口に提出します。

移住前・申請前に、申請について窓口に相談していただくとスムーズです。

市町村・県で要件を確認

提出書類をもとに、市町村及び県で移住支援金支給の可否を確認します。

交付決定

要件に該当することが確認できた場合は、交付決定し申請者にお知らせします。

市町村から移住支援金を支給

市町村からご指定の口座に、移住支援金が振り込まれます。

(口座名義は申請者本人のものとしてください。)

◆ 準備が必要な証明書類の例…以下は一例です。詳細は申請先市町村にお問い合わせください。

写真付き身分証明書	<input type="checkbox"/> 運転免許証等（提示により本人確認ができるもの）
移住支援金の振込先を確認できる書類	<input type="checkbox"/> 預金通帳の写し、キャッシュカードの写し等 ※口座名義は申請者本人のものであること
申請様式等	<input type="checkbox"/> 移住支援金交付申請書兼実績報告書 <input type="checkbox"/> 個人情報の取扱いに関する同意書・誓約書 ※いずれも市町村指定の様式を使用すること
移住元での通算5年以上及び 移住直前連続1年間の在住の証明書類	<input type="checkbox"/> 戸籍の附票の写し、住民票の写し、住民票の除票の写し等 ※申請者本人について、移住元での在住期間や移住先への転入日を確認できること
移住後の就業 または 創業の状況を確認できる書類	<input type="checkbox"/> 移住後の就業先企業等が交付した「就業証明書」または「要件証明書」 ※市町村指定の様式を使用すること <input type="checkbox"/> 創業支援金の交付決定通知の写し
2人以上の世帯で移住したことの証明書類 ※「世帯」区分で申請する場合	<input type="checkbox"/> 戸籍の附票の写し、住民票の写し、住民票の除票の写し等 ※世帯員について、移住元及び移住先において申請者本人と同一世帯であること及び 移住先への転入日が確認できること
18歳未満の世帯員を帯同して移住したことの 証明書類 ※「世帯」区分で「子育て世帯加算」を申請する場合	<input type="checkbox"/> 戸籍の附票の写し、住民票の写し、住民票の除票の写し等 ※世帯員について、移住元及び移住先において申請者本人と同一世帯であること及び 移住先への転入日が確認できること ※18歳未満の帯同者の人数及び年齢（生年月日）が確認できること
移住元での通算5年以上及び 移住直前連続1年間の就労の証明書類	
雇用保険の被保険者として就労していたことの 証明書類 ※企業等に雇用されていた場合	<input type="checkbox"/> 就業先企業等の退職証明書、在籍証明書等 ※移住元での就業先企業等や勤務地、就労期間等が確認できること <input type="checkbox"/> 離職票、雇用保険の被保険者証、雇用保険加入履歴の証明等 ※雇用保険の被保険者であった（ある）こと及びその期間を確認できること
事業を営んでいたことの証明書類 ※法人経営者 または 個人事業主であった場合	<input type="checkbox"/> 法人登記簿謄本、開業届出済証明書等 ※移住元での事業所所在地を確認できること <input type="checkbox"/> 個人事業等の納税証明書等 ※移住元での事業所開設期間を確認できること
大学等に通学していたことの証明書類 ※通算5年の就労期間に通学期間を通算する場合	<input type="checkbox"/> 卒業証明書等 ※在学期間や卒業校の所在地を確認できること
その他	<input type="checkbox"/> 県・市町村が必要と認めた書類

事業実施市町村・移住支援金相談窓口一覧

令和4年度は65市町村で実施予定です。

移住支援金のご相談や申請については、以下の各市町村窓口へお問い合わせください。

市町村名	担当部署	電話番号(内線)	市町村名	担当部署	電話番号(内線)
1 長野市	企画課	026-224-7721	34 下伊那郡 松川町	まちづくり政策課	0265-36-7014
2 松本市	移住推進課	0263-34-3193	35 下伊那郡 高森町	産業課	0265-35-9405
3 上田市	地域雇用推進課	0268-26-6023	36 下伊那郡 阿南町	総務課	0260-22-2141
4 岡谷市	地域創生推進課	0266-23-4811	37 下伊那郡 阿智村	協働活動推進課	0265-43-2220
5 飯田市	結いターン移住定住推進課	0265-22-4511 (5444)	38 下伊那郡 下條村	総務課企画財政係	0260-27-2311
6 諏訪市	地域戦略・男女共同参画課	0266-52-4141	39 下伊那郡 天龍村	地域振興課	0260-32-1023
7 須坂市	産業連携開発課	026-248-9033	40 下伊那郡 泰阜村	村づくり振興室	0260-26-2111
8 小諸市	商工観光課	0267-22-1700 (2214)	41 下伊那郡 喬木村	企画財政課	0265-33-5129
9 伊那市	商工振興課	0265-78-4111	42 下伊那郡 豊丘村	産業振興課	0265-34-2520
10 駒ヶ根市	商工観光課	0265-83-2111	43 下伊那郡 大鹿村	総務課	0265-48-6095
11 中野市	商工観光課	0269-22-2111	44 木曽郡 上松町	企画財政課	0264-52-4901
12 大町市	まちづくり交流課定住促進係	0261-22-0420 (533)	45 木曽郡 南木曽町	もっと元気に戦略室	0264-57-2001
13 飯山市	移住定住推進課	0269-67-0740	46 木曽郡 木祖村	総務課	0264-36-2001
14 茅野市	移住・交流推進室	0266-72-2101	47 木曽郡 大桑村	総務課	0264-55-3080
15 塩尻市	産業振興事業部産業政策課	0263-52-0280	48 木曽郡 木曽町	町民課	0264-22-4281
16 佐久市	移住交流推進課	0267-62-4139	49 東筑摩郡 麻績村	振興課	0263-67-3001
17 千曲市	ふるさと振興課	026-273-1111	50 東筑摩郡 生坂村	総務課	0263-69-3111
18 東御市	企画振興課	0268-71-6790	51 東筑摩郡 山形村	企画振興課	0263-98-5666
19 安曇野市	商工労政課	0263-71-2041	52 東筑摩郡 朝日村	企画財政課	0263-99-4107
20 南佐久郡 小海町	総務課	0267-92-2525	53 東筑摩郡 筑北村	企画財政課	0263-66-2111
21 南佐久郡 南牧村	総務課	0267-96-2211	54 北安曇郡 池田町	総務課移住定住係	0261-62-3131
22 南佐久郡 南相木村	移住定住推進室	0267-78-2121	55 北安曇郡 松川村	総務課	0261-62-3111
23 南佐久郡 北相木村	経済建設課	0267-77-2111	56 北安曇郡 小谷村	観光地域振興課	0261-82-2589
24 南佐久郡 佐久穂町	産業振興課	0267-86-1553	57 墨俣郡 坂城町	企画政策課	0268-75-6211
25 北佐久郡 立科町	企画課	0267-88-7315	58 上高井郡 小布施町	企画財政課	026-214-9102
26 小県郡 青木村	商工観光移住課	0268-49-0111	59 上高井郡 高山村	産業振興課	026-214-9296
27 小県郡 長和町	産業振興課	0268-75-2047	60 下高井郡 山ノ内町	総務課	0269-33-3111
28 諏訪郡 富士見町	産業課	0266-62-9228	61 下高井郡 木島平村	産業企画室	0269-82-3111
29 上伊那郡 辰野町	まちづくり政策課	0266-41-1111	62 上水内郡 信濃町	総務課まちづくり企画係	026-255-1007
30 上伊那郡 箕輪町	企画振興課	0265-79-3153	63 上水内郡 小川村	総務課総合戦略推進室	026-269-2323
31 上伊那郡 南箕輪村	地域づくり推進課	0265-98-6640	64 上水内郡 飯綱町	企画課	026-253-2512
32 上伊那郡 中川村	地域政策課	0265-88-3001	65 下水内郡 栄村	商工観光課	0269-87-3355
33 上伊那郡 宮田村	みらい創造課	0265-85-3181			



◆ お問い合わせ先 ◆

移住支援金全般に関すること

長野県産業労働部労働雇用課
(長野市大字南長野字幅下692-2)

TEL : 026-235-7201

E-mail : koyotai@pref.nagano.lg.jp



(HPはこちら)

創業支援金に関すること

(公財)長野県産業振興機構 経営支援部
(長野市若里1-18-1 長野県工業技術総合センター内)

TEL : 026-227-5028

E-mail : keieishien@nice-o.or.jp



(HPはこちら)